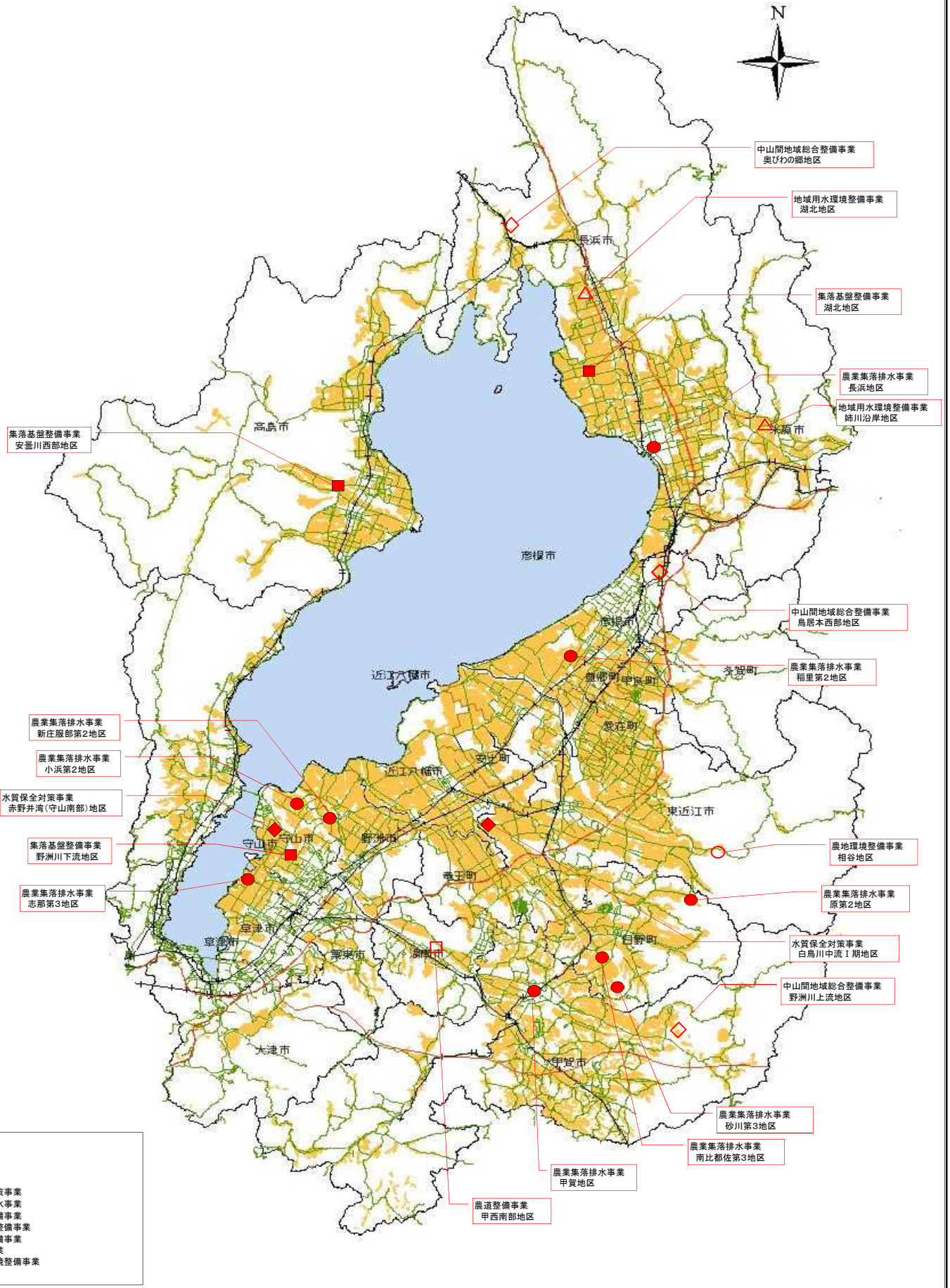


農山漁村地域整備計画

平成26年12月1日

計画の名称 滋賀県農村振興地域整備計画								
計画策定主体 滋賀県								
対象市町村(事業実施市町) 彦根市、長浜市、草津市、守山市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町								
計画の期間 平成22年度～平成26年度(5年間)								
<p>計画の目標 〈健全かつ持続可能な農業・農村を目指します〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の農業生産を支える農村においては農業者の減少、高齢化などにより集落コミュニティが衰退し、活力を失っています。また、農業生産における生産基盤の整備や機械化、農薬や化学肥料の利用等を進めることによって、農業の生産性は向上しましたが、農業が本来持っている自然循環機能が低下するだけでなく、環境に対して少なからず負荷を及ぼしています。 ・さらに、県土の保全や水源涵養等に重要な役割を果たしている中山間地域等においては、厳しい農業生産条件や生活条件のもとにあり、耕作放棄地や不作付け地が増加傾向にあります。 ・このため、今後とも、琵琶湖と共存しながら、食料等の供給という農業の持つ本来の機能とともに、多面的機能が十分発揮され農業・農村を健全かつ持続可能な姿で次の世代に継承していけるよう、農村地域の良好な水循環の構築、農村住民が安心して暮らせる生活環境整備や中山間地域における生産基盤と併せた総合的な整備を進めていきます。 ・具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ○農村地域の良好な水循環の確立に向け、農業排水(農業濁水)の流出防止のための浄化池や反復利用施設の整備などの対策を進めます。 ○中山間地域においては、営農意欲の低下や耕作放棄地の原因となる獣害を防止する対策や農業生産基盤・生活環境基盤の整備を進め、優良農地の保全に努めていきます。 ○快適な農村生活環境基盤の整備のため、集落道路の整備、農業集落排水処理施設の整備や適正な維持管理を進め、生活環境の維持・改善に努めていきます。 ○通作条件の改善と安全性確保のため、農道環境の整備を進めます。 ○農業水利施設の包蔵水力を活用した小水力発電施設を整備し、土地改良施設等の維持管理費の節減及び二酸化炭素の排出削減を図ります。 								
<p>定量的指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業の生産性を維持しながら、河川や琵琶湖等の環境保全に資する農地面積 519 ha ○中山間地域における優良農地の保全面積 170 ha ○農村の生活環境が維持・改善される集落数 10 集落 ○農業集落排水処理施設の長寿命化や機能強化などを図る集落数 55 集落 ○農道環境整備により農地の通作条件等が改善される地域の農地面積 95 ha ○土地改良施設等の維持管理費の節減が図られる土地改良区数 1 改良区 								
対象事業								
事業名	事業型	事業箇所名 (地区名)	事業実施 主体	関係市町村	計画期間内の事 業内容 (工種及び数量)	工期	計画期間内の 総事業費 [千円]	備考
地域用水環境整備 事業		湖北	滋賀県	長浜市	発電施設1箇所	H25～26	131,173	
地域用水環境整備 事業		姉川沿岸	滋賀県	長浜市・米原 市	調査設計1式	H26	10,000	
水質保全対策事業		赤野井湾(守 山南部)	滋賀県	守山市	水質保全施設整 備1式	H22～23	29,854	
水質保全対策事業		白鳥川中流 I期	滋賀県	東近江市	水質保全施設整 備1式	H22～26	227,067	
農業集落排水事業		新庄服部第2	守山市	守山市	集落排水機能強 化1式	H22	1,774	
農業集落排水事業		稲里第2	彦根市	彦根市	集落排水機能強 化1式	H22～23	53,834	

滋賀県農村振興地域整備計画



農山漁村地域整備計画事前評価調書

計画の名称	滋賀県農村振興地域整備計画
-------	---------------

評価項目	評価細目	評価結果	評価内容
目標の妥当性	1 関連する計画との整合性が図られているか	○	本計画に掲げる目標は、県が本年度改訂する予定の「しがの農業・水産業新戦略プラン」における水利資産の保全と農村の振興の項目の課題と方策と整合している
	2 地域の課題に適切に対応する目標となっているか	○	本県の農業・農村が抱える課題に対して適切な目標となっている
整備計画の効果・効率性	1 整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか	○	計画の目標を達成するために実施する構成事業(対象事業と関連事業)に対して、事業効果や必要性について定量的な指標を設けており適切である
	2 事後評価が出来る適切な指標となっているか	○	定量的指標は、構成事業(対象事業と関連事業)の進捗に応じて把握できる指標となっており、計画期間終了時の事後評価が出来る適切な指標となっている
	3 構成事業(対象事業と関連事業)の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか	○	定量的指標は、構成事業(対象事業と関連事業)に対し設定されており、事業効果や事業目的に即した指標となっている
整備計画の実現可能性	1 円滑な事業執行の環境が整っているか	○	構成事業(対象事業と関連事業)の各地区毎に県あるいは市町、団体とそれぞれ事業主体が推進体制を整えており、事業執行の環境は整っている
	2 地元の機運が醸成されているか	○	構成事業(対象事業と関連事業)の各地区とも地元からの要望にもとづく事業であり、また事業同意をえており、地元の機運は醸成されている